

第12期
高槻市入札等監視委員会審議報告書

令和8年3月30日
高槻市入札等監視委員会

目 次

はじめに	1
第 1 委員会の開催状況	1
第 2 平均落札率の推移	3
第 3 第 1 1 期委員会の提言に対する市の取組	4
1 入札の不成立	
2 最低制限価格等の設定と事後公表	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
第 4 審議概要	5
1 入札の不成立	
2 低入札価格調査制度	
3 水道部の発注状況について	
4 週休 2 日工事等について	
第 5 今後の改善に向けて	10
1 入札の不成立	
2 電子入札の拡大	
3 入札に係るミスの対策	
4 水道部の発注状況について	
5 週休 2 日工事等について	
おわりに	12

はじめに

高槻市（以下「市」という。）では、公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公平性・透明性を一層高めていくため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、平成14年に外部の学識経験者から構成される第三者機関として、高槻市入札等監視委員会が設置された。

第12期の委員会（令和6年4月から令和8年3月まで）においては、当初は第11期に引き続き、警察OB、大学講師、弁護士の3名が市長から委嘱され、市が発注する公共工事等の入札契約手続及びその制度について、審議を進めたが、警察OBが退任したため、後任として令和7年4月に大学教授が新たに委嘱され、公正かつ独立した立場から審議を行った。

第12期委員会の開催状況及び審議案件は、表1及び表2のとおりである。

第12期の2年間、市では、令和6年12月の新関西将棋会館のグランドオープンに合わせて、地下通路の美装化や休憩施設の整備が行われた。また、令和7年9月からは高槻城公園北エリア（一期）整備工事が着手されている。

この第12期委員会では、第11期委員会の提言に対する市の取組の検証を含め、2年間の入札及び契約の過程、公正な競争入札の促進、談合その他不正行為の排除、工事の適正な施工の確保などを中心に厳正な審議を行ってきた。その結果を取りまとめ、本報告書を作成するものであり、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて参考とされるよう提言する。

第1 委員会の開催状況

表1 開催状況

回次	開催日	審議対象期間（入札日基準）	審議案件数（対象件数）
第86回	令和6年7月25日	令和6年1月～5月	10件（46件）
第87回	令和6年11月13日	令和6年6月～9月	22件（85件）
第88回	令和7年2月25日	令和6年10月～12月	10件（61件）
第89回	令和7年7月25日	令和7年1月～5月	7件（59件）
第90回	令和7年12月25日	令和7年6月～9月	27件（91件）
第91回	令和8年2月5日	令和7年10月～12月	10件（53件）

表2 審議案件の内訳

回次	制限付一般競争入札	指名競争入札ほか	その他
86	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 建築4、水道施設1 機械器具設置1 ・ 高落札率の案件 建築2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築設計1 ・ 随意契約の案件 清掃施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度の制度改正 ・ 令和5年度の工事成績結果報告
87	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 電気2、管及び水道施設3 ・ 不成立の案件 土木1、電気3 ・ 高落札率の案件 土木1 ・ 入札手続のやり直し 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築3、管1、機械器具設置1、 建築設計3 ・ 高落札率の案件 土木設計1、建築設計2 	
88	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 水道施設1 ・ 不成立の案件 建築1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築5、造園1 ・ 高落札率の案件 土木1、舗装1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の技術者専任配置等の変更
89	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 建築3、解体1、 管及び水道施設2 ・ 不成立の案件 建築1 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の制度改正 ・ 令和6年度の工事成績結果報告
90	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査対象案件 土木3、建築1 ・ 不成立の案件 土木1、建築3、管1、 電気1、管及び水道施設1 ・ 高落札率の案件 建築1 ・ 合意解除 電気1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築2、電気1、土木設計2、 建築設計5 ・ 高落札率の案件 土木設計1、建築設計3 	
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 電気1 ・ 落札候補者の変更 舗装2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不成立の案件 建築6 ・ 随意契約の案件 清掃施設1 	

第2 平均落札率の推移

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）にわたる全発注案件の平均落札率（件数ベース）及びその推移は、表3及び図1のとおりである。

建設工事全体においては、令和4年4月及び令和5年4月に最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定率を引き上げた影響により、令和5年度までは上昇傾向であったが、その後は、ほぼ横ばいを示している。

また、測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「業務委託」という。）では、令和4年4月及び令和7年4月に最低制限価格算定率の引き上げを行ったため、平均落札率が上昇している。

表3 平均落札率の推移(業種別)

単位(%)

業種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土木一式	88.2	88.0	90.2	90.6	90.2
建築一式	89.8	90.7	92.9	92.0	91.8
舗装	86.5	87.2	90.3	89.6	89.3
管	87.3	88.2	90.6	89.4	91.1
電気	94.0	88.8	93.6	91.4	93.9
工事全体	88.4	88.7	91.4	90.6	91.1
業務委託	75.3	79.1	79.2	81.8	85.1

注) 工事全体の落札率は、5業種を含めた全工事業種の平均である。

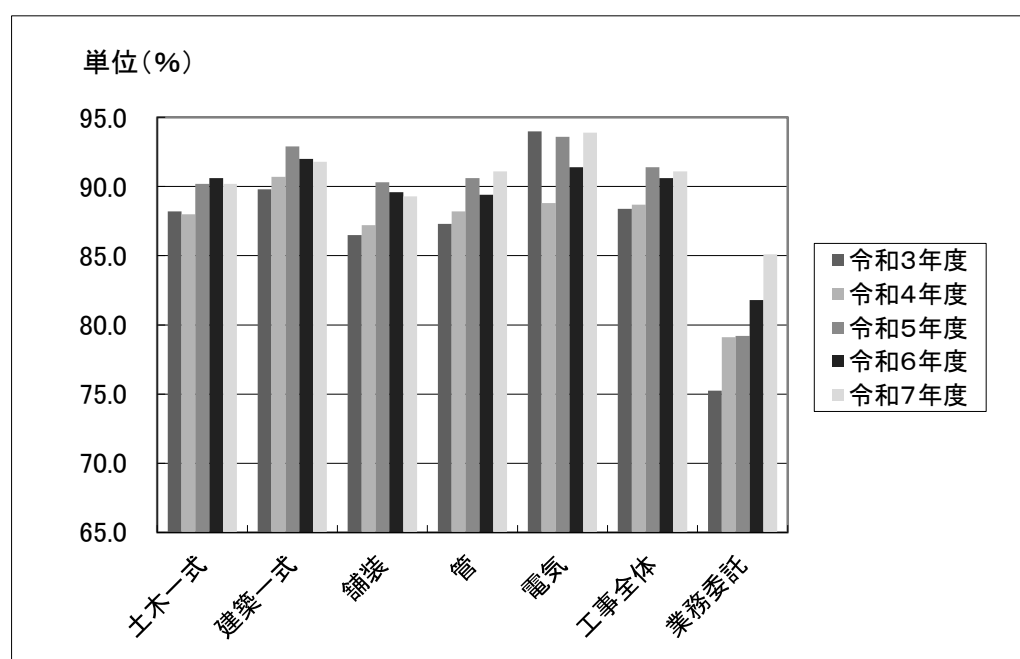


図1 平均落札率の推移(業種別)

第3 第11期委員会の提言に対する市の取組

第11期委員会（令和4年4月から令和6年3月まで）では、入札・契約制度等の今後の改善に向けて、4項目の提言を行った。これらの提言を受けて、第12期委員会では、市がどのような取組を行ったかについて、以下、項目ごとに検証した。

1 入札の不成立

第11期入札等監視委員会審議報告書（以下「11期報告書」という。）では、大型案件については、工事内容を吟味し、可能な範囲でより多くの業者が参加できるように入札参加資格を設定するなど、入札不成立抑止に努めるとともに、業務委託での不成立に対しては、事業者がより受注しやすい形で発注するなど、不成立抑止に取り組むよう提言した。

第12期においては、入札不成立の件数が令和6年度では22件、令和7年度は33件と増加した。

入札不成立については、資材価格や人件費の高騰など外部環境の影響の他、入札等の件数が、令和5年度は198件、令和6年度は217件、令和7年度は239件と年々増加していることも要因と考えられる。

発注案件が1回目に不成立になった場合でも、再発注する際は、入札方法や入札参加資格等を見直すことにより、大半は2回目までに成立をしている。

2 最低制限価格等の設定と事後公表

11期報告書では、業務委託の最低制限価格の公表について、引き続き、入札執行に与える影響を分析し、事前公表から事後公表へ切替えの時期を見極め、適切に対応されるよう提言した。

市では、建設工事の最低制限価格の公表時期について、令和5年4月発注分から原則全て事後公表に変更した。業務委託についても入札不成立の懸念はあるものの、国土交通省の方針や他の自治体の動向等に鑑み、令和7年4月発注分から原則全て事後公表に変更している。

3 水道部の発注状況について

11期報告書では、配水管工事及びこれに伴う舗装工事では今後も高い競争性の維持及び確保を図る必要があることや、参加業者の少ない傾向にある工種については参加業者の増加に向けた取組を検討する必要があることを提言した。

第12期では、参加業者が少ない傾向にある工種の工事は、年度の早い時期に発注を行うなど、参加業者の確保に努めた。

4 働き方改革について

1 1期報告書では、令和6年度から新たに導入する週休2日工事について、事業者への周知徹底、関係部局間での緊密な連携のほか、「発注者指定方式」を主とする制度運用を求めた。また、国土交通省が示す平準化の促進に有効な取組である債務負担行為等（いわゆる「さ・し・す・せ・そ」）を積極的に活用し、計画的かつ早期の工事発注を行うよう提言した。

市では、週休2日工事の導入に先立ち、市ホームページで周知するとともに、入札案件の公告時、契約後の書類確認時等において、制度の周知徹底に努めた。初年度の令和6年度は、制度対象外の案件を除き、各業種平均で約69%が発注者指定方式により発注されており、令和7年度は同方式による発注が86%を超えている。いずれの発注案件においても大きな混乱はなく、「通期」ないし「月単位」での週休2日工事を達成している。

施工時期の平準化については、債務負担行為を活用した工事の件数が令和5年度比で増加しているものの、平準化率は近隣市に比べ低調な水準となっている。

第4 審議概要

1 入札の不成立

(1) 不調・不落の状況

入札不成立の発生状況を見ると、令和5年度は17件（不調12件、不落5件）、令和6年度は22件（不調9件、不落13件）、令和7年度は33件（不調28件、不落5件）であった。（表4参照）

表4 入札不調及び不落案件 単位(件)

業種	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未満 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未満 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未満 (入札不落)
土木一式						1	1		
建築一式	3			4	3 (2)	4	11	(1)	2
舗装			1						
管	1	(1)	3	1			1		
電気	1				1	2	1	2	
その他工事			1		1	1			1
業務委託	7			4			14		
計	12		5	9	5	8	28	2	3

注1) カッコの案件は予定価格超過と最低制限価格未満が混在しているため最低制限価格未満に計上。

不調案件については、令和6年度の9件から令和7年度は28件に増加している。その内訳を業種別に見てみると、令和6年度で最も多かったのは建築一式と業務委託の4件で、令和7年度で最も多かったのは、業務委託の14件、次いで建築一式の11件であった。

建築一式及び業務委託の不成立が増加したのは、技術者が民間の工事や設計業務に従事することや、他市においても同様の設計業務の発注が増加しており、技術者不足となっていることが要因の一つと考えられる。また、建築一式については、建設業界全体で人材不足や後継者不足になっているものが、市内建築業者において、顕著に表面化したものと考えられる。

次に、不落案件については、令和6年度の13件から令和7年度は5件に減少している。内訳を見てみると、令和6年度は、予定価格超過によるものが5件、最低制限価格を下回ったものが8件であったが、令和7年度は、予定価格超過によるものが2件、最低制限価格を下回ったものが3件となっている。

令和6年度及び令和7年度に予定価格を超過した案件は、全て予定価格事後公表の案件である。また、令和6年度に最低制限価格を下回った8件のうち6件は、失格者を除く全者が当該価格を下回っており、事業者の受注意欲が高かったためと思われる。令和7年度で最低制限価格を下回った案件も3件のうち2件は同様の原因である。

入札額が予定価格超過または最低制限価格未満であった案件は、令和6年度は2件、令和7年度は1件だが、3件とも業者見積を基に積算する項目が多く、応札者の入札額に大きく差異が出たものと考えられる。

(2) 大型案件

第12期の大型案件では、高槻市立若松小学校昇降機設置その他改修工事、高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）及び高槻城公園北エリア（一期）整備工事（建築）の3件が不成立となった。

まず、高槻市立若松小学校昇降機設置その他改修工事及び高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）については、1回目の公告では1者の応募があったが、必要応募者数に満たず不成立となった。そのため、2回目の公告では、必要応募者数を見直すとともに、高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）については、共同企業体だけでなく単体事業者での参加も可能とするなど入札参加条件を緩和したところ、高槻市立若松小学校昇降機設置その他改修工事は4者から、高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）は2者から応札があり、落札者の決定に至った。

次に、高槻城公園北エリア（一期）整備工事（建築）については、1回目の公告では応札者がなく不成立となった。そのため、2回目の公告では、必

要応募者数を見直すとともに、共同企業体だけでなく単体事業者での参加も可能とするなど入札参加資格を緩和したところ、1者から応札があり、落札者の決定に至った。

1回目に不成立となった原因は、高槻市立若松小学校昇降機設置その他改修工事については、全国的にエレベーターの新設や更新作業が多くなっており、配置できる技術者が不足していることが原因であり、高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）及び高槻城公園北エリア（一期）整備工事（建築）については、公園工事は土塁・土塀や石垣、建築工事は木造の檜（やぐら）など特殊な工事をするため敬遠されたと考えられる。

これらの案件は入札参加資格等の緩和により成立に至ったが、特殊な工事については、工事内容を十分に吟味し、様々な角度から検討を加えることで、より適切な発注条件を設定する必要がある。

2 低入札価格調査制度

第12期の低入札価格調査は、予定価格1億5,000万円以上の案件のうち落札金額が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上になった案件16件と、不落案件のうち最低制限価格と入札価格の乖離が大きい再入札案件2件について行われた。第12期委員会では、これらの案件のうち16件について報告を受け、審議を行った。

市では低入札価格調査時に、質問をしても調査対象者の説明が不十分であった場合の対応について、質問意図の説明や、再質問などにより、具体的な回答を得られるようにしているとのことであった。

今後も公共工事の動向を注視し、品質の確保、不適格な業者の排除などの観点から、低入札価格調査が形骸化することなく実のあるものとなるよう工夫され、調査内容及び運用の充実・改善を図ってほしい。

3 水道部の発注状況について

(1) 概況

水道部発注案件について、工種別に分析すると、大半が配水管工事とこれに伴う舗装工事であるが、その他の工種として、令和5年度からの3か年では、土木一式工事、建築一式工事及び機械器具設置工事が各数件のほか、少数の水道施設工事、電気工事、消防施設工事及び管工事があった。（表5参照）

表5 配水管工事及び舗装工事以外の工事一覧（委託を除く。）

※ 複数年度で発注したものは、当初発注年度のみ記載

令和 5年度	建築一式	水道部庁舎耐震改修その他工事
	建築一式	大冠浄水場非常用発電機棟新築工事
	建築一式	大冠浄水場第二電気室・第二配水ポンプ室改修工事
	電気	大冠浄水場非常用発電機棟新築電気設備工事
	消防施設	大冠浄水場ほか自動火災報知設備更新工事
	機械器具設置	大冠浄水場18・19号取水ポンプ更新工事
	機械器具設置	大冠浄水場取水4・6号ポンプ更新工事
令和 6年度	土木一式	日吉台四番町地区ほか試験掘削工事
	土木一式	大冠浄水場北門改修工事
	建築一式	五領受水場電気室新築工事
	水道施設	奈佐原受水池改修工事
	水道施設	樫田浄水場除濁設備等築造工事
	機械器具設置	大冠浄水場配水4・5号ポンプ更新工事
	機械器具設置	大冠浄水場取水3号ポンプ更新工事
令和 7年度	管	水道部庁舎貯水機能付給水管設置工事
	機械器具設置	大冠浄水場取水7号・16号ポンプ更新工事

次に、工事発注件数等の状況は次のとおりであった。（表6参照）

- ・配水管工事の年度ごとの件数の推移は、概ね横ばいである。
- ・舗装工事の年度ごとの件数も、横ばいで推移している。
- ・5,000万円以上の比較的高額な配水管布設工事の割合は、令和5年度から令和6年度は増加しており、令和6年度から令和7年度は横ばいである。

表6 配水管工事及び舗装工事の発注状況

単位（件）

	工事等件数	配水管布設工事のうち5千万円以上	舗装工事
令和5年度	56	8 / 27	20
令和6年度	53	13 / 26	20
令和7年度	52	15 / 30	20

※ 予定価格5,000万円以上は事後公表（特に高額な工事において、より適切に積算が行われることを目的として平成30年度から適用）

（2）入札結果

競争性の確保が図られているかを検証するため、入札結果を調べたところ、各工事とも入札参加業者が多く競争性が高い傾向がうかがえた。特に、配水

管工事で特定建設業の許可を必要としない工事では、該当業者数が90者近くあり、多いものでは、60者以上が参加しているケースもあった。配水管布設工事の令和5年度の平均落札率が高いが、低入札価格調査対象の入札がなく、予定価格に近い額での落札が多かったことが影響している。これに対し令和6年度は低入札価格調査対象の入札において失格基準価格に近い落札が多かったため平均落札率は低くなっている。

(表7参照)

表7 平均落札率の推移 単位 (%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配水管工事の平均落札率	90.70	89.49	90.07
舗装工事の平均落札率	89.95	89.52	89.35

4 週休2日工事等について

令和6年度から導入した「通期の週休2日工事」は、工事の現場着手日から現場作業終了日までの対象期間（夏季3日及び年末年始6日を除く。）において、4週8休（現場閉所率8日／28日以上≒28.5%以上）あるいは4週7休、4週6休を達成することで、それぞれ労務費、共通仮設費及び現場管理費の1%ないし6%をプラス補正するもので、これにより公共工事に従事する者における長時間労働の是正や休暇取得の促進を図っているものである。

さらに、令和7年度には、市内業者への制度の浸透状況や国・大阪府における制度見直しの動向を踏まえ、対象期間のどの月においても現場閉所率を28.5%以上とすることを要件とする「月単位の週休2日工事」を新たに導入し、週休2日工事の「質の向上」を図っている。

施工時期の平準化に関しては、国土交通省は令和7年6月に公共工事等の発注関係事務に関する「第三次・全国統一指標」を決定し、4月から6月までの閑散期（以下単に「閑散期」という。）における地域平準化率（4月～6月の月平均工事稼働件数／年間の月平均工事稼働件数）だけでなく、1月から3月までの繁忙期における地域平準化率の考え方も取り入れ、「閑散期のボトムアップ」及び「繁忙期のピークカット」の両面で平準化を推進することとしている。

令和6年度における本市の閑散期の工事発注件数については、水道部の配水管改良工事、修繕跡路面復旧工事等に加え、都市創造部の小・中学校校舎改修工事、空調設備設置工事等の夏休み工事を中心に9件増加し、契約検査課発注分及び水道部発注分の全体では令和5年度に比べ微増の54件となった。また、学校施設に係る小・中規模の改修工事の増加等を要因として、令

和5年度に比べ全体の工事件数が13件増加した影響から、『令和7年度「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づく入札・契約手続に関する実態調査』における令和6年度の平準化率は、令和5年度の0.47から0.03ポイント下がって、0.44となった。

第5 今後の改善に向けて

1 入札の不成立

第11期における不成立の件数が2年間で29件だったのに対し、第12期においては2年間で55件へと増加している。

前述のとおり、大半の不成立案件は2回目の入札で成立しており、事業への影響は限定的であるが、今後、再度の入札を実施しても成立しないケースが増加すれば、事業進捗や公共サービスへの影響も懸念されることから、改善していくべき課題であると考えられる。

特に、応募者数が入札成立に必要な数を満たさず不成立となった案件が、多数見られた。発注案件の業種、規模、内容等に応じた参加実績等を踏まえ、必要応募者数を適切に設定することが必要である。

2 電子入札の拡大

市は、平成16年10月に制限付一般競争入札の一部に電子入札を導入し、順次電子入札の対象を拡大した。

直近でも令和5年4月に契約検査課が発注する5業種（土木一式・建築一式・電気・舗装・造園）の工事と測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件について、原則全件を電子入札対象とし、令和7年4月には、契約検査課発注のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の2業種も電子入札対象に追加することにより、工事については合計7業種を電子入札対象としている。

電子入札の対象拡大については、入札の透明性・競争性の確保及び入札参加者の利便性の向上や市の業務の効率化、迅速化の観点から、積極的に取り組むべきである。

未導入の業種のうち、比較的発注案件が多い業種への拡大を検討するため、解決すべき課題を整理して、さらなる運用の拡大を推進されたい。

3 入札に係るミスの対策

第12期では、入札手続のやり直しが1件と合意解除の1件が発生している。入札手続のやり直しの案件は、公告後、入札前に設計図書の内容にミスがあることが判明したものであり、また、合意解除の案件は、契約後工事開

始前に発注図面の記載ミスが判明したものである。

これらの件については、ミスを起こした工事担当課から担当者任せとなつてチェック体制が不十分であったことが原因であり、管理職も含めチェック体制を強化するとの説明を受けた。

今後は、この教訓を活かして、ミスを無くす対策を講じるよう求める。

4 水道部の発注状況について

水道部における工事発注の大半を占める配水管工事及びこれに伴う舗装工事には多数の業者が入札に参加しており、今後も引き続き競争性の確保を図るべく、高い競争性の維持に努められたい。

一方で、同部が発注する建築一式工事や機械器具設置工事等においては、参加業者が少ない傾向にあるため、多くの業者が参加できるように努めていただきたい。

なお、水道部においては、平均落札率は最低制限価格に近い数値で推移しており、特段の問題は見られない。引き続き、十分な注意を払いながら、適正な入札事務の執行に努められたい。

5 週休2日工事等について

本市では、令和6年度の制度導入後、令和7年度に「月単位の週休2日工事」を取り入れており、近隣自治体に先行して制度改善を進めてきたところである。他方、国・大阪府における直近の動向をみると、更なる質の向上を目指し、土日を現場閉所日とする「完全週休2日工事」や、現場閉所をせずに入単位で週休2日を行う「交替制の週休2日工事」を導入している。

交替制の週休2日工事については、個々の現場作業員に係る出退勤管理が必要となる点で、「通期」や「月単位」と比較して運用方法が煩雑となることから、その導入に当たっては、対象工事の選定、工期設定の見直し、市の監督職員による労務管理の方法等についての丁寧な検討が不可欠である。

週休2日工事の導入後、既に6年ないし7年が経過している国又は大阪府と比較し、本市はまだ制度導入後の初期段階にあることに留意し、市内事業者への現行制度の十分な浸透を図りつつ、国、大阪府及び近隣自治体の動向を踏まえた適時の見直しに努められたい。

本市における施工時期の平準化に関しては、本市の公共施設、とりわけ学校施設の建設時期が昭和40年代に極端に集中していることに伴い、今後予想される学校施設に係る改修工事の増加が大きな阻害要因となる。年度ごとの改修費用は平準化がなされているが、それでも直近3年間における建築工事の総件数は増加の一途をたどっており、改修対象施設の絶対数の増加による影響が顕著である。このような構造上の問題のほか、工事担当課及び契約

検査課における発注関係事務の担当職員数に限りがあることも重なり、平準化対応が難しい局面にあることは否めない。

平準化に関し、事業者からの特段の要請等は把握していないとのことではあるが、技能者の処遇改善や不調・不落の抑制に資する取組の一つとして、引き続き、可能な限り計画的かつ早期の工事発注に努められたい。

おわりに

国土交通省の令和7年9月1日のプレスリリースにおいては、建設業の技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっており、将来の担い手の確保が急務であるとされている。

全国的な技術者不足による影響は、本市にも例外なく及んでいるとみられ、本市固有の工事発注数の増加とも相まって、工事入札において必要応募者数に満たず不調となった件数は、令和6年度が5件だったのに対し、令和7年度は14件と、2倍以上に増えている。

このような状況を改善するため、特に若者や女性の建設業への入職及び定着の促進に重点を置き、処遇改善、働き方改革を進める必要がある。市としても週休2日工事や施工時期の平準化により一層取り組み、適切な入札・契約となるよう努めていただきたい。

最後に、本委員会としては、この審議報告書で示すように、市がより公正で適正な入札・契約手続を確立すべく、更なる改善に尽力されることを切に望むものである。